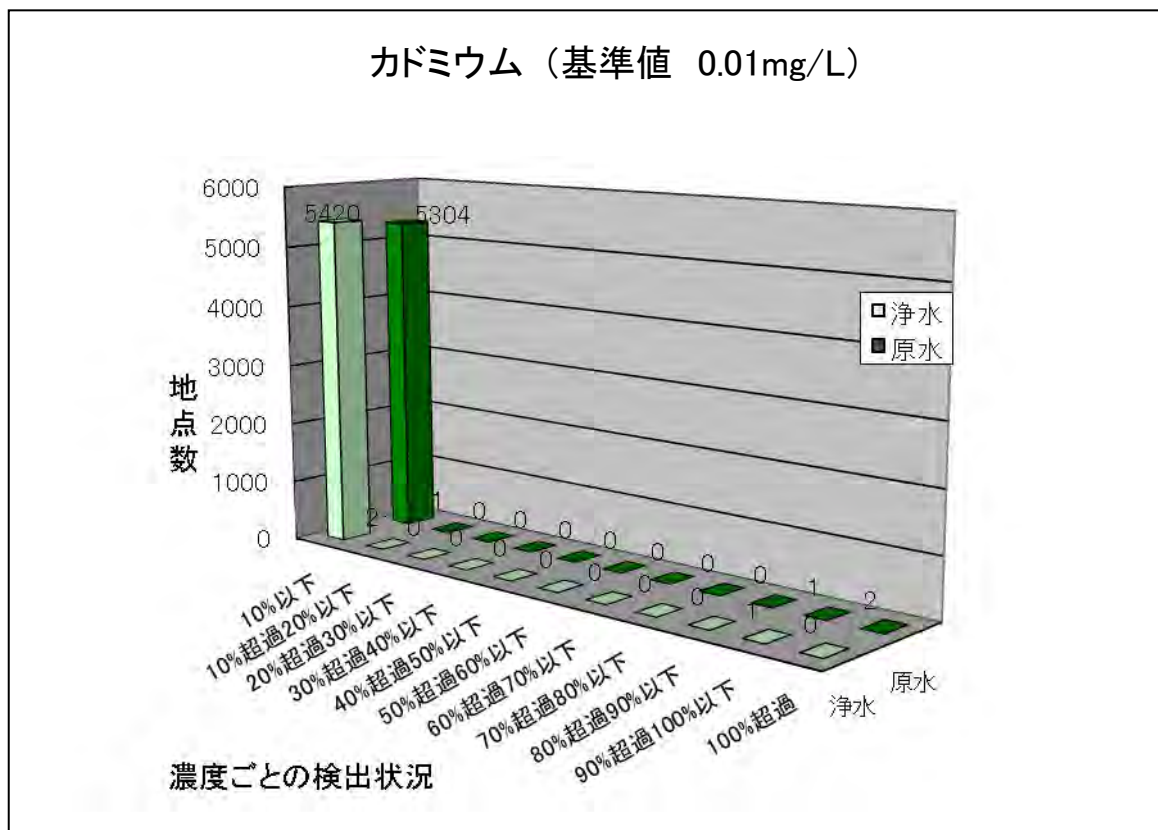


3. 水道水（原水・浄水）での検出状況（水道統計（平成19年度調査））



## 1,1,2-トリクロロエタンについての関連情報

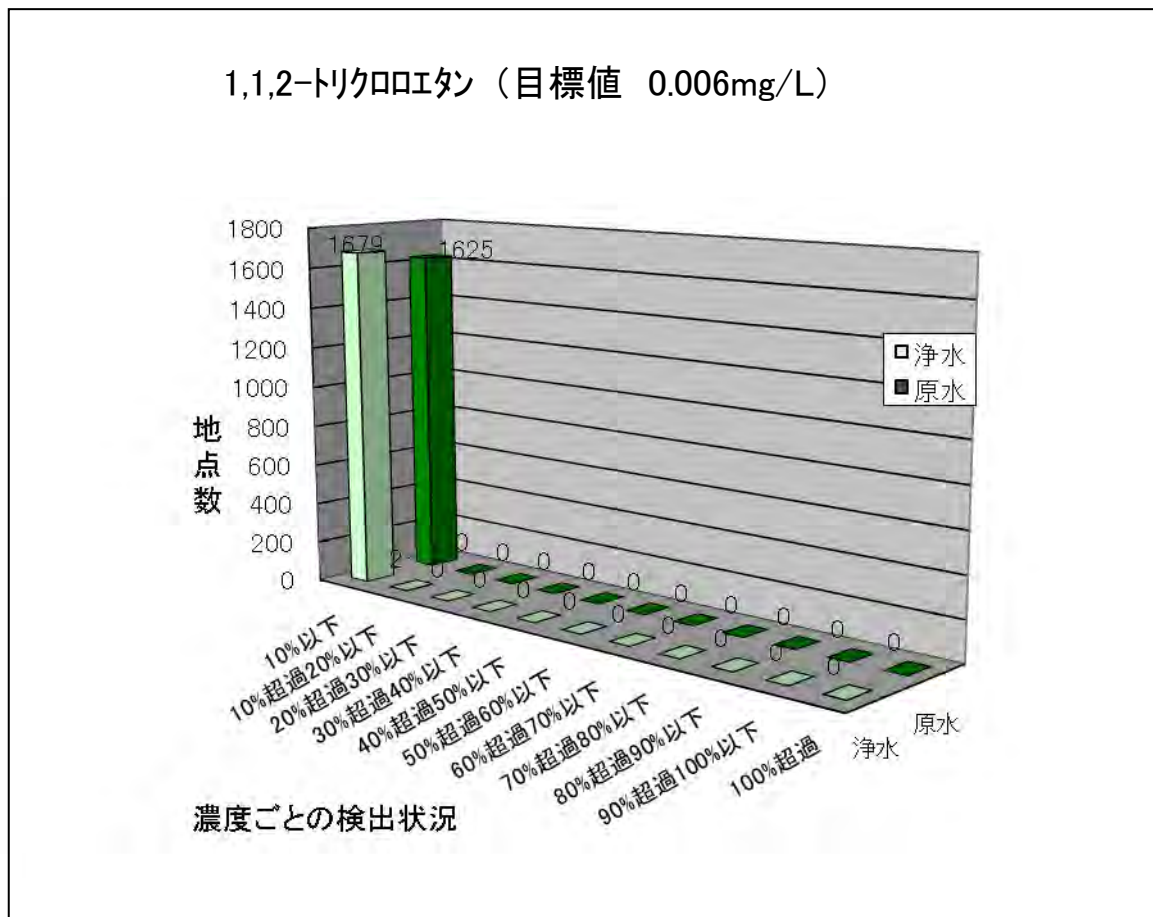
## 1. 現行規制等

水質基準値	なし
水質管理目標設定項目目標値 (平成15年10月厚生労働省健康局長通知)	0.006mg/L以下
その他基準	薬品基準：0.0006mg/L以下 資機材材質基準：0.0006mg/L以下 給水装置浸出性能基準 末端：0.0006mg/L以下 末端以外の給水用具又は給水管：0.006mg/L以下

## 2. 毒性評価結果

食品健康影響評価結果 (平成20年)	水道水質基準の設定根拠 (平成15年)
<p>毒性評価 マウスを用いた90日間の飲水投与試験による血清生化学値の用量依存性の変化及び免疫系への影響から評価。</p> <p>NOAEL：3.9mg/kg体重/日 不確実係数 1000 TDI：3.9<math>\mu</math>g/kg体重/日</p>	<p>マウスの肝発がん性に基づいてマルチステージモデルを用いた10<sup>-5</sup>発がんリスク評価より</p> <p>評価値 0.006mg/L</p>
<p>寄与率10%とすると 評価値 0.01mg/L</p>	

3. 水道水（原水・浄水）での検出状況（水道統計（平成19年度調査））



## 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

平成 21 年 10 月 17 日  
厚生労働省健康局水道課

水道水質管理上注意すべき項目として、平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、見直しを行うことを予定しています。このため、別添のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

### 記

#### 1. 募集期間

平成 21 年 10 月 17 日（土）～平成 21 年 11 月 16 日（月）  
（郵送の場合は同日必着）

#### 2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

#### 3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質管理目標設定項目の一部改正について」と明記してください。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

#### 4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載して下さい。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

## 水質管理目標設定項目の一部改正案について

第7回厚生科学審議会生活環境水道部会における、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた水質管理目標設定項目についての審議結果に基づき、以下のとおり改正を行うものである。

### 改正案

(1) 「1,1,2-トリクロロエタン」の水質管理目標設定項目からの削除。

(2) 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し

- ・ 「イソプロチオラン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.3mg/L」に改める。
- ・ 「ジチオピル」に係る目標値を現行の「0.008mg/L」から「0.009mg/L」に改める。
- ・ 「メフェナセット」に係る目標値を現行の「0.009mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
- ・ 「ブロモブチド」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
- ・ 「エスプロカルブ」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.03mg/L」に改める。
- ・ 「ピリプロキシフェン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.3mg/L」に改める。

(参考資料)

平成20年12月16日第7回厚生科学審議会生活環境水道部会

資料2-2 今後の水質基準等の見直しの方向性について

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/d1/s1216-6d.pdf>) (PDF:278KB)